

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人

NPO法人行田市民大学活動センター

三 代表者の氏名

今村 武蔵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市栄町十一番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、行田市民及び団体に対し、まちづくり活動や、文化活動、情報発信などを行いまた市民及び団体は自ら「学んだことを日々の暮らしや地域社会に活かすことは素晴らしい」を実践し、地域の活性化に寄与することを目的とする。